淀川水系流域委員会専門家委員会規約

（名称）

第１条　本会は、「淀川水系流域委員会専門家委員会」（以下「委員会」という。）と称す。

（設置）

第２条　委員会は、委員が次の事項につき、意見を述べる場として設置するものとする。

(1) 淀川水系河川整備計画に基づき河川管理者が年度毎に実施する事業や施策の進捗状況の点検結果について、意見を述べること

(2) 淀川水系河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案に対して意見を述べること

（委員会）

第３条　委員会の委員は、近畿地方整備局長が委嘱する。

２．委員の任期は、２年以内とする。

３．委員は、再任されることができる。ただし、６年を限度とする。

４．委員会には議事進行を行う委員長及び副委員長各１名を置く。

５．委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

６．委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

７．委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

８．委員会は委員長が招集するものとする。

（連絡調整会議の出席）

第４条　「専門家委員会」と「地域委員会」の連絡調整を行う会議（以下「連絡調整会議」という）が開催される場合には、委員長及び副委員長が出席するものとする。

（情報公開）

第５条　委員会は、原則として公開する。その公開方針は別紙「情報公開方針【専門家委員会】」によるものとする。

（事務局）

第６条　委員会の運営は、中立性、透明性を確保しつつ、河川管理者が行う。

２．委員会の事務局は、近畿地方整備局に置き、関係府県河川部局及び水資源機構関係部局がこれに協力する。

（規約の改正）

第７条　本規約を改正する必要があると認められたときは、委員会で協議する。

（雑則）
第８条　本規約に定めるもののほか、委員会の実施に際し、必要な事項は、委員会において定める。

付　則
この規約は、平成２４年７月５日から施行する。
付　則（令和４年１２月２１日）
第３条第２項及び第３項は、令和５年３月１日から施行する。ただし、この施行日以前の任期は含まないものとする。